# 要請番号(JL50625A08)

募集終了







国名	職種コード 職種	年齢制限	活動形態	区分	派遣期間	派遣隊次
エチオピア	H112 言語聴覚士		個別	新規	2年	• 2025/3 • 2026/1











## 【配属機関概要】

1) 受入省庁名(日本語)

2) 配属機関名(日本語)

教育省

デボラ財団 NGO

3) 任地 (アディスアベバ) JICA事務所の所在地 (アディアアベバ)

任地からJICA事務所までの交通手段、所要時間( 徒歩 で 約 0.0 時間 )

4) 配属機関の規模・事業内容

2019年に設立されたデボラ財団は障害のある人にとって、より優しくインクルーシブな社会を築くために活動しているローカルNGOである。創設者の四女がダウン症で生まれ、多くの困難を経験したことが同財団設立のきっかけとなった。障害者(特にダウン症)の人たちの生活の質の向上のために(1)差別から保護される、(2)医療を受けられる、(3)教育プログラムにアクセスできる、(4)仕事を持ち、自立して生活できる機会があるなどのビジョンを持って活動している。財団の本部が所在する関係であれば、終日で2021 団への登録者数(障害者)は、約1,600名。

### 【要請概要】

#### 1) 要請理由・背景

障害者のある子どもたちが、円滑にコミュニケーションできる能力を身につけるために、言語聴覚士などの専門家による早期かつ重要な支援が必要であり重要である。そのためには、言語聴覚士などの専門家による指導が重要である。しかし、エチオピアでは言語聴覚士が非常に少なく、資格を有する専門家を確保できないため、さまざまな言語障害のある子どもたちの症状が改善されないことが多い。言語療法を必要とする障害児を持つ家族にとって、個別の訓練やコンサルテーションを受けられないことは深刻な問題となっている。同財団は状況の改善を図るために、治療や訓練の機会を提供することを目指しており、知識と技術を持った隊員の派遣が要請された。

2) 予定されている活動内容(以下を踏まえ、隊員の経験をもとに関係者と協議して計画を立て、柔軟に内容を変更しな がら活動を進めます)

- 隊員には配属先同僚と共に、以下の活動が期待されている。 1.言語療法を必要とする障害児に対して、言葉の発達や言語機能向上を促すための治療や指導。
- 2.サポートスタッフの知識と技術向上のための助言。
- 3.言語訓練カリキュラムへの助言。
- 4.言語訓練の成果評価とその結果を家族に伝える。
- 5.家族を対象とした言語発達障害や学習障害などの勉強会の実施等。

#### 3) 隊員が使用する機材の機種名・型式、設備等

事務所、デスクトップパソコン、プリンター、文房具、鏡、デジタルカメラ、舌圧子、擬音発生器と音が出る玩具は購 入予定。聴覚検査機は購入済(敷地内の病院に設置予定)、防音室はなし。

#### 4) 配属先同僚及び活動対象者

【配属先同僚】 スーパーバイザー:30代女性(医師) スタッフ:10名(年齢は20代~30代、学歴は大卒~大学院卒) 【活動対象者】 施設利用者、家族、並びにスタッフ 言語療法を必要とする障害児は約600名の見込み

5) 活動使用言語

6) 生活使用言語

7) 選考指定言語

英語

その他

英語(レベル:C)

## 【資格条件等】

[免許]: (言語聴覚士)

[学歴]:(専門学校卒) 導するため 備考:理論と実践に基づいた指

[性別]:( ) 備考: [経験]:(実務経験)2年以上 備考:実技指導をするため

[汎用経験]:

・障害者を対象とした活動経験

・NGO・NPOでの活動経験

#### 任地での乗物利用の必要性

不要

# 【地域概況】

[気候]: (温暖冬季少雨気候) 気温: (9~27℃位) [電気]: (不安定) [通信]: (インターネット可 電話可) [水道]:(安定)

## 【特記事項】

同財団からは他職種(障害児・者支援)の募集も出ている。活動は現地語(アムハラ語)も使用する。アムハラ語については現地到着後、現地訓練にて学習。水道は安定しており、電気は毎日1時間程度停電。 デボラ財団のホームページ

COPYRIGHT(C)1995-2015 JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY. ALL RIGHTS RESERVED.